（独立行政法人労働者健康安全機構への事務の委託）

第十八条　厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構（次条第一項及び第二十条において「機構」という。）に委託することができる。

（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金）

第十九条　前条の規定により業務の委託を受けた機構は、給付金等の支払業務（以下この項及び次条第一項において「給付金等支払業務」という。）に要する費用（給付金等支払業務の執行に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）に充てるため、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2　基金は、次条第一項の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

（交付金）

第二十条　政府は、予算の範囲内において、第十八条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

2　政府は、前項の規定により機構に対して交付する資金については、必要な財政上の措置を講じて、確保するものとする。

（権限の委任）

第二十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、給付金等の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第十八条から第二十条まで及び第二十二条並びに附則第五条から第七条までの規定は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十五の項の次に次のように加える。

六十五の二　厚生労働省	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）による同法第三条第一項の給付金又は同法第九条第一項の追加給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（社会保険労務士法の一部改正）

第四条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十八の次に次の一号を加える。

二十の二十九　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）	厚生労働大臣

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」に改める。

第十三条の二の三を第十三条の二の四とし、第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。

（特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会）

第十三条の二の二　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第三条中「立替払事業」の下に「、特定石綿被害建設業務労働者等（特定石綿被害建設業務労働者等をいう。）に対する給付金の支払」を加える。

第十二条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第三条第一項の給付金の支払及び同法第九条第一項の追加給付金の支払を行うこと。

第十二条の三を次のように改める。

（区分経理）

第十二条の三　機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われる業務

二　第十二条第一項第八号に掲げる業務

三　前二号に掲げる業務以外の業務

第三章中第十五条の次に次の一条を加える。

（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金）

第十五条の二　機構は、第十二条第一項第八号に掲げる業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金（次項において「基金」という。）を設け、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第十九条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、第十二条第一項第八号に掲げる業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

附則第三条第六項中「第十二条の三に規定する」を「第十二条の三第一号に掲げる」に、「もの」を「業務」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「第十二条の三に規定する」を「第十二条の三第一号に掲げる」に、「もの」を「業務」に改める。

総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

法律第七十四号）